登別市告示第 207 号

公示送達書

令和8年度督促状（介護保険料３期分）について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法第143条により準用される地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市保健福祉部国民健康保険グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和8年 11 月 20 日

登別市長　小笠原　春　一

記

公示送達を受けるべき者　　別紙「督促状（介護保険料　令和8年度 3 期分）公示送達者一覧」のとおり

督促状(介護保険料　令和8年度３期分)公示送達者一覧

住所(所在地)	氏名(名称)
北海道登別市美園町3丁目46番地5	石塚　利広